

緊急時・災害時等の児童引き渡し方法について

伊賀市立友生小学校

1. 引き渡しの連絡方法について

(1) 引き渡しの連絡は、メール(スマート連絡帳)を活用します。

※ただし、伊賀地方に震度5以上の地震が発生したとき、また、巨大地震注意報または予知情報等が発令されたときは、連絡がなくても、お迎えをお願いします。

※災害発生により通信手段が途絶したときには、お子様をお引き取りに来校されるかどうか、保護者の判断でお願いします。(学校では来校者に対応できるように準備します。)

2. 引き渡しの方法について

(1) 引き渡しは、児童及び保護者の安全確保ができる状況で行います。

(2) 引き渡しは、基本は保護者(家族)を優先します。

(3) 保護者(家族)が来校できない場合は、引き渡し代理人に引き渡します。引き渡し代理人への連絡は、保護者の方が行ってください。

① 引き渡し代理人は、児童が顔や名前を知っており、人物確認できる人をお願いします。

② 引き渡し代理人の依頼にあたっては、保護者(家族)の方と引き渡し代理人との意思疎通を行い、その旨を保護者から学校へ連絡してください。

(4) 引き渡し完了まで、児童は学校で待機させます。

(5) 児童の引き渡しは、原則として、学級ごとに担任が行い、学校の児童名簿に記録します。

(6) 引き渡し場所は、体育館、または、各教室とします。

3. 引き渡し時の来校手段について

(1) 災害の状況に応じ、徒歩または自動車等、安全で確実な方法により来校してください。

(2) 自動車の場合は混雑が予想されますので、次のようにお願いします。

【裏面の(図)を参照】

① 車で来校する場合は、学校前の信号を通らず、ともの門側(体育館側)の道から運動場に沿って進み、ゆめの門から運動場に入り、職員の誘導に従って駐車をしてください。

② 児童を引き渡し後、職員の誘導に従ってゆめの門よりお帰りください。

4. その他

(1) この方法は原則です。現地での指示に従ってください。

(2) この文書は、保存しておいてください。